

令和元年8月30日

令和2年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構)

1. 令和2年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	450	267	183	68.5
うち 出 資	450	267	183	68.5
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	270	85	185	217.6
うち 国内債	250	65	185	284.6
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	20	20	—	0.0
合 計	720	352	368	104.5

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度末 残高(見込)	令和元年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	855	405	450	111.2
うち 出 資	855	405	450	111.2
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	355	85	270	317.6
うち 国内債	315	65	250	384.6
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	40	20	20	100.0
合 計	1,210	490	720	147.0

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		720	352	368
(内訳)	支援事業体への出融資	720	352	368

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		720	352	368
(財源)	財政投融资	720	352	368
	財政融資	—	—	—
	産業投資	450	267	183
	政府保証	270	85	185
	自己資金等	—	—	—

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

海外における通信・放送・郵便事業は、同事業分野が規制分野であるが故の政治リスク（突然の政策・制度の変更）やそれに伴う需要リスク（想定していた利用者確保できずに採算割れを招くおそれ）が存在するため、民間から資金が集まりにくく、民間事業者だけでは参入が困難な状況にある。

このため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「機構」という。）は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給その他の支援を行うことにより、我が国の事業者の海外展開を後押ししており、民間が負担しきれないリスクを一部負担することにより、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野において、民間金融からの資金供給を誘発（「呼び水」効果）する役割を担っている。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

機構が事業の支援を行うに当たっては、機構と協調して民間事業者から出資等の資金供給が行われることを要件とし、民間事業者のイニシアティブにより運営することとしており、官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行うこととしている。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準（平成 27 年総務省告示第 412 号）において、機構は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験が活用され、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大に通じるものであって、機構による支援が有効であると見込まれるものを支援することとしており、対象事業の重点化・効率化を図っている。

また、民間事業者の事業活動を後押しする観点から、機構は民業補完に徹することとしており、リスクが高く民間事業者のみでは十分な実施が困難な事業に対し、他の公的機関を含む関係者間で適切なリスク共有を図りつつ資金供給を行うこととしている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和2年度の要求においては、令和2年度に投資を行う可能性があると見込まれる事業のうち、既に支援決定を行っている案件や具体的な支援検討に着手した案件など、実施の確度の高い案件を中心に積算しており、これまでの支援実績積み上げによる民間事業者からの需要の増大を反映した結果、要求額を令和元年度の計画額より拡大している。

【参考】株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準（抄）

機構が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を次のとおり定めることとする。

1 支援の対象となる対象事業が満たすべき基準

(2) 民間事業者のイニシアティブによる運営

- ① 機構と協調して、民間事業者から対象事業者に対して出資等の資金供給が行われること。
- ② 民業補完性に配慮し、機構が我が国の事業者との間で対象事業者への最大出資者とならないこと。
ただし、機構が我が国の事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。

2 対象事業支援全般について機構が従うべき事項

(1) 運営全般

- ② 民間事業者の事業活動を後押しする視点を踏まえ、民業補完に徹すること。
- ③ リスクが高く民間事業者のみでは十分な実施が困難な事業に対し、他の金融機関を含む関係者間で適切なリスク共有を図りつつ資金供給を行うこと。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額) (単位：億円、%)

	28年度	29年度	30年度
運用残額	613	435	240
運用残率	90.3	96.6	76.9

<その他>

5. 上記以外の特記事項

該当なし。

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

産業投資について

(機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構)

(事業名：海外において行われる通信・放送・郵便事業)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

機構は、日本企業の海外展開を後押しするため、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し、長期リスクマネーの供給、専門家の派遣等の支援を行うこととしている。

(2) 必要とする金額の考え方

機構が支援を行うことを検討している事業のうち、令和2年度中に支援を行う蓋然性が相当程度高いと認められる光海底ケーブル整備・運営事業等について、出融資に必要な金額を積算し、その金額を要求している。

(3) 見込まれる収益

機構が支援を行う事業については、長期的には収益が確保できると見込まれること、支援決定を行ってから一定の期間以内に機構が保有する対象事業者に係る株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いものであること等を要件としている。このため、機構は、デューディリジェンスを通じて事業ごとに収益性を詳細に分析し、IRR（内部収益率）や投資倍率を投資判断の指標としており、一定の収益を確保することを見込んでいる。

また、機構は、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議・幹事会」において、収益性に係るKPI（事後検証可能な指標）として「長期の投資収益率（1.0倍超）」を設定しており、総投資額と経費の合計を上回る収益を確保することを目標としている。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

機構が事業の支援を行うに当たっては、機構と協調して民間事業者から出資等の資金供給が行われることを要件としており、我が国の事業会社、金融機関等が出融資を行う予定である。

2. リスク管理体制

機構が支援する事業については、民間での投資業務の経験を有する職員を中心に編成された担当チームが、デューディリジェンスを通じて事業の収益性やリスクを詳細に分析し、内部の投資規程に基づき慎重な検討を行った上で、社外取締役が過半数を占める海外通信・放送・郵便事業委員会において投資実行の意思決定を行うこととしている。また、投資実行後においては、機構から投資先に役職員を派遣するとともに、内部のモニタリング規程に基づき、事業計画の進捗、財務情報等を定期的にモニタリングすることで、リスクを管理している。

なお、投資案件が特定の事業類型に過度に偏ることがないように、機構の目的の範囲内における投資の中で適切な分散投資を行うとともに、必要に応じ、投資全体の運用方針を見直すこととしている。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

令和2年度に機構が支援を行う可能性がある通信・放送・郵便事業に関し、機構が支援に必要な資金を金融市場から円滑に調達するため、政府保証国内債を要求する。

なお、機構における政府保証の活用は、以下の理由から、政府保証債に係る4種類の類型iv②に該当する。

【機構における政府保証の活用】

通信・放送・郵便事業は、一定の契約者数が確保されれば安定的に利益を生み出すという事業特性があり、中長期的には一定のリターンが期待できるが、比較的大きな初期投資を要し、事業期間も長期にわたることから、投資の回収までには相応の期間を見込む必要がある。機構は、このような課題に対応するため、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給その他の支援を長期的に行うこととされていることから、「長期資金の必要性」があると認められる。

また、海外における通信・放送・郵便事業には、同事業分野が規制分野であることによる政治リスク(突然の政策・制度の変更)やそれに伴う需要リスク(想定していた利用者を確保できずに採算割れを招くおそれ)が存在しており、民間から資金が集まりにくい等の課題がある。このため、「政府保証の付与がなければ、リスクプレミアムが加味されて資金調達コストが高くなり、政策目的の達成に多大な支障をきたす」おそれがあると認められる。

加えて、海外における通信・放送・郵便事業は、現地の政治情勢等の影響を受けて急遽進展し、突発的に資金需要が生じる場合がある。政府保証の付与により、このような場合においても機構自らが金融市場から機動的に資金を調達することが可能となることから、「財務レバレッジを拡大できる効果」があると認められる。

(2) 政府保証外債

該当なし。

(3) 政府保証外貨借入金

令和2年度に機構が支援を行う可能性がある通信・放送・郵便事業に関し、機構が支援に必要な資金を金融市場から円滑に調達するため、政府保証外貨借入金を要求する。

なお、機構における政府保証の活用は、「(1) 政府保証国内債」に記載した同様の理由から、「長期資金の必要性」「リスクプレミアムのおそれ」及び「財務レバレッジを拡大できる効果」が認められるものであり、政府保証債に係る4種類の類型 iv②に該当する。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

機構が今後支援を行うと見込まれる通信・放送・郵便事業のうち、令和2年度に投資を実行する可能性があるものと認められるものについて、必要な金額を計上している。

(2) 政府保証外債

該当なし。

(3) 政府保証外貨借入金

機構が今後支援を行うと見込まれる通信・放送・郵便事業のうち、令和2年度に投資を実行する可能性があるものと認められるものの中から、資金調達コスト等を比較衡量した上で外貨による資金調達が効果的と考えられるものについて、必要な金額を計上している。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

機構に関する令和2年度財政投融资要求は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略フォローアップ」を踏まえ、行うものである。

【参考1】経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針）（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

4. グローバル経済社会との連携

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）を中心とした環境・地球規模課題への貢献

① 質の高いインフラ投資

2020年のインフラシステム受注約30兆円という目標に向けて「インフラシステム輸出戦略」の下、第三国連携による市場アクセス強化や経営参画など官民一体となった競争力強化、我が国の技術・知見を活用した成長分野の海外展開の促進、ソフトインフラ分野への取組といった施策を推進し、我が国の経済成長の実現に寄与する。

【参考2】成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

I. Society 5.0の実現

4. コーポレート・ガバナンス

(2) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

・ 官民ファンドについては、効率的かつ効果的な活用を進めつつ、新経済・財政再生計画改革工程表2018に基づき、策定された改善目標・計画等による具体的な取組を着実に進める。

10. 海外の成長市場の取り込み

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 日本企業の国際展開支援

① インフラシステム輸出の拡大

「インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）」（令和元年6月3日経協インフラ戦略会議決定）の重点施策を官民一体で推進する。

イ) 官民一体となった競争力強化、受注獲得に向けた戦略的取組

・ 我が国事業者の海外インフラ市場への参入をより促進できるよう、案件形成の「川上」から「川下」までの政府の関与、パッケージ案件等への公的金融、官民ファンド、独立行政法人等の海外業務の取組の充実を図る。

【参考3】インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）

（令和元年6月3日経協インフラ戦略会議決定）（抄）

第2章 具体的施策

1. 官民一体となった競争力強化

(2) 経済協力の戦略的展開（政策支援ツールの有効活用） / ④公的金融による支援強化

・ ベンチャー企業や地域経済を支える民間事業者が参加する事業に対する海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）の資金供給を拡大するための仕組みを検討

2. 受注獲得に向けた戦略的取組

(1) 海外インフラ案件の経営等への参画・継続的関与の推進

- ・ J I C Tを活用し、海外において通信・放送・郵便事業を行う者に対して資金の供給や専門家の派遣等の支援を行うことで、通信・放送・郵便インフラとI C Tサービスや放送コンテンツとのパッケージ展開を促進
- ・ J I C Tを活用して日本企業による海外企業のM & Aを支援することで、日本企業の国際的な競争力や海外の事業基盤を強化し、日本企業の通信・放送・郵便事業の海外展開を促進
- ・ 日本企業による通信・放送・郵便事業の海外展開を促進するため、J I C Tの活用や関係機関との連携により、日本企業と海外企業のマッチングを支援する

4. 幅広いインフラ分野への取組み

(1) I o T、A Iなど高度なI C Tを活用したインフラの展開

- ・ ビジネストレンドや企業ニーズを踏まえ、J I C Tの活用や関係機関との連携により、Society 5.0の実現やS D G sの達成に資する事業を支援し、我が国企業によるI C Tの海外展開を促進

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構）

1. 政策的必要性

通信・放送・郵便事業については、経済成長が進む新興国や発展途上国を中心に世界各国で大きな成長が続いており、同事業に係るインフラ需要の拡大が見込まれている。一方、我が国では、インフラシステムの輸出を成長戦略・国際展開戦略の柱の一つとして位置付け、日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かして、世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むことにより、我が国の力強い経済成長につなげていくこととしており、2020年のインフラシステム受注約30兆円という目標を掲げている。G7伊勢志摩サミットに先立ち公表された「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成28年5月23日）では、「世界の膨大なインフラ需要等に対応し、（略）日本企業の受注・参入を一層後押しするため、今後5年間の目標として、インフラ分野に対して約2,000億ドルの資金等を供給する。」とされており、その実施機関として機構も位置付けられている。

以上の背景から、「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針）」（令和元年6月21日閣議決定）では、「「インフラシステム輸出戦略」の下、第三国連携による市場アクセス強化や経営参画など官民一体となった競争力強化、我が国の技術・知見を活用した成長分野の海外展開の促進、ソフトインフラ分野への取組といった施策を推進」とされている。また、「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）では、「我が国事業者の海外インフラ市場への参入をより促進できるよう、案件形成の「川上」から「川下」までの政府の関与、パッケージ案件等への公的金融、官民ファンド、独立行政法人等の海外業務の取組の充実を図る」とされているところである。

また、「デジタル変革時代のICTグローバル戦略懇談会報告書」（令和元年5月31日総務省公表）では、ICTの海外展開の推進に関する取組の方向性の1つとして、世界で拡大する需要の戦略的な取り込みを掲げており、具体例として「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）を活用した日本企業の海外展開を支援」とされている。

しかし、海外における通信・放送・郵便事業は、同事業分野が規制分野であるが故の政治リスク（突然の政策・制度の変更）やそれに伴う需要リスク（想定していた利用者を確保できずに採算割れを招くおそれ）が存在するため、民間から資金が集まりにくく、民間だけでは参入が困難な状況にある。

このため、機構は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、民間金融から資金供給を誘発する（「呼び水」効果）とともに、相手国政府等との交渉力を強化し、我が国の事業者の海外展開を後押しすることとしている。「インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）」（令和元年6月3日経協インフラ戦略会議決定）においても、「JICTを活用し、海外において通信・放送・郵便事業を行う者に対して資金の供給や専門家の派遣等の支援を行うことで、通信・放送・郵便インフラとICTサービスや放送コンテンツとのパッケージ展開

を促進」するとされており、機構が積極的に役割を果たすことが期待されているところである。

このように、機構が支援の対象とする通信・放送・郵便事業は、我が国の成長戦略・国際展開戦略の観点から政策的期待が高い一方で、リスクが高く、民間だけでは十分に資金が供給されない事業分野であり、事業期間も長期にわたることから、機構が長期の資金供給を行う必要がある。

よって、財政投融資により資金調達を行うことが適切である。

2. 民業補完性

海外における通信・放送・郵便事業は、一般的なビジネスリスクに加えて、政治リスク等の特有なリスクが存在するため、民間から資金が集まりにくい等の課題がある。このため、機構が資金供給その他の支援を行い、株主として事業に参画することにより、適切なリスク分担の下、民間が負担しきれないリスクを分担し、民間金融からの資金供給を誘発する「質的補完」を行う。

なお、機構が事業の支援を行うに当たっては、機構と協調して民間事業者から出資等の資金供給が行われることを要件とし、民間事業者のイニシアティブにより運営することとしており、機構は民業補完に徹することとしている。

3. 有効性

機構は、資金供給その他の支援を通じ、民間が負担しきれないリスクを分担することにより、我が国の事業者の海外展開を後押ししている。これにより、我が国の技術・知見を活かしたインフラ投資が拡大し、2020年のインフラシステム受注約30兆円という目標の達成、ひいては我が国の経済成長の実現に寄与することが期待される。

また、機構では、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議・幹事会」において、長期収益性、民間資金の海外プロジェクトへの誘導効果、海外市場への参入促進等の観点からKPI（事後検証可能な指標）を設定しており、支援の実績を定量的に評価し、有効性を確認することとしている。

4. その他

機構は、社外取締役が過半数を占める海外通信・放送・郵便事業委員会において投資実行の意思決定を行うこととしており、客観性・中立性を確保した投資を行っている。

また、投資案件が特定の事業類型に過度に偏ることがないように、機構の目的の範囲内における投資の中で適切な分散投資を行うとともに、必要に応じ、投資全体の運用方針を見直すこととしている。

30年度決算に対する評価

(機関名：株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構)

1. 決算についての総合的な評価

機構は、通信・放送・郵便の各分野において案件の発掘・組成を進め、平成30年度は計1件、約190億円の支援決定を行い、平成29年度以前に支援決定した案件も含めて約215億円の投資を実行した。また、支援を行うために必要な資金として政府から72億円の出資を受け、民間金融機関より135億円の借入を行った。こうしたことから、平成30年度は営業費用801百万円を計上し、当期純損失619百万円となった。

なお、機構が支援対象とする事業は長期にわたって実施されるものであり、投資を行い株式売却等の収益が発生するまで相応の期間を要することから、当面の間は純利益が見込まれないことが想定される。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

資産	計	26,748百万円
負債	計	13,842百万円
純資産	計	12,906百万円

(2) 費用・収益の状況

費用	販売費及び一般管理費	801百万円
	営業外費用等	27百万円
	計	828百万円
収益	売上高	153百万円
	営業外収益	57百万円
	計	210百万円

※計数については単位未満四捨五入